

第25回 税務特別委員会

税務特別委員会委員長 菅原 万里子(46期)

1 税務特別委員会とは

税務特別委員会は、租税制度及び租税実務等の調査、研究、弁護士及び弁護士法人に関する租税の調査、研究及び対策を行うことを目的とします。現在58名の委員が『法律家のための税法(民法編)』の改訂作業や『法律家のための税法(会社法編)』の執筆作業等を中心として、活動をしております。

2 「法律家のための税法」の執筆・改訂

当委員会では、「法律家のための税法」(通称「赤本」)の改訂作業を行っております。「法律家のための税法」は、民法・会社法等、一般私法の切り口から、弁護士なりの観点で租税法を解説した大変ユニークな書籍です。コンセプトとしては、「弁護士が依頼者にアドバイスをし、契約書を作成し、訴訟を提起し、あるいは、和解手続を進める上において常に念頭に置いておかなければならない課税関係に関する問題を考えるための資料を提供しよう」というものですが、税法独自の体系と全く離れて、民法・商法(商法は平成18年改正によって会社法と商法に分離された。以下民法と商法(含む会社法)を「民法等」という。)の体系・条文配列に沿って編集し、民法等の条文項目において、関係する税法・税務に関する事項がまとめられており、見方によっては非常識な本かもしれませんが、弁護士にとってはかえってわかりやすい本として同業者の評価を得てきた書籍であるかと思えます。

税法は毎年のように改正されており、その改正に伴って「法律家のための税法」も当委員会内で改訂作業が進められてきました。

具体的な改訂作業としては、現在行っている会社法編の例によりますと、委員長・副委員長を中心に5班に分かれ、10名前後の班で検討しており、各班とも、委員の方々は、熱心に議論し新原稿作成に取り組んでおります。(本委員会ではおとなしい委員の方も、班会議では積極的に発言をされ、和やかにやっております。)

3 公開研究会の開催

他に、当委員会では、不定期ではありますが、会員に対し租税法に関する情報提供並びに研修を行うべく、「公開研究会」を開催しています。

昨年度から今年度にかけては、「法律家のための税法」執筆のため、委員の基礎知識の底上げをはかるべく、税理士の藤曲武美先生を講師として「会社法に関連する税法の基礎を学ぶ」と題する初学者対象の税法連続公開講座(全7回)を開催しました。今後も、例えば相続税法分野、租税訴訟分野など、トピックを探し、興味深いものがあれば、精力的に開催したいと考えております。

4 その他

その他、税務特別委員会では、租税法に関する外部の学会や研究会の紹介を行ったり(租税訴訟学会の紹介)、意欲のある若手委員を日弁連の税制委員会の委員や幹事に推薦したりもしております。東弁の税務特別委員会の若手委員が日弁連の税制委員会でも活躍しております(日弁連税制委員会ニュースを是非ご覧下さい。)

租税法は、租税実体法のみならず手続法も含む、幅広い内容を有する法分野です。しかしながら、その特殊性から司法の場においてその法解釈論は十分に議論されていない感が否めません。また、税法を学ぶ弁護士も多くはありません。他方、租税法は、納税者であれば誰にでも適用され国家との関係で侵害規範である一方、取引社会にも少なからず影響を及ぼす法律でもあり、今後調査・研究する価値の高い法分野と考えられます。

税務特別委員会は、執筆活動等がクローズアップされ、ともすれば閉鎖的な研究会のような見られ方をされるかもしれませんが、執筆活動や、公開研究会等を通じ、会員に対して租税に対する情報提供を啓蒙活動も行うことで会に貢献すべく、頑張っております。

* 税務特別委員会に関する問い合わせ先

全体委員会 毎月第1水曜日 午後3時~5時
担当事務局 司法調査課 TEL.03-3581-2207